

小規模事業場等排水対策指導要領による指導状況について

小規模事業場等の採水検査(COD)結果

	検体数	超過検体数	超過率(%)
H11	144	19	13.2
H12	130	17	13.1
H13	118	10	8.47
H14	150	15	10.0
H15	156	12	7.7

小規模事業場等の削減指導値超過の状況(H11~15)

業種	削減指導値 COD(mg/l)	超過の状況
畜産農業	120	130 ~ 910
水産食料品製造業	60	85
野菜・果実保存食料品製造業	60	300 ~ 1700
飼料・肥料製造業	30	18000
めん類製造業	40	660
豆腐製造業	40	41 ~ 880
繊維製品製造業	120	220 ~ 410
弁当・仕出屋	160	260 ~ 440
飲食店	160	260
金属製品製造業	20	26 ~ 780
電気めっき業	60	71 ~ 840

(注)窒素、りんを含む新指導値の適用は、第5次総量規制基準の適用に併せて、既設の事業場については平成16年4月1日から、新設の事業場については6ヵ月の周知期間後の、平成15年10月1日からとしているため、窒素、りんの採水検査結果については未集計である。